

本土決戦に方り必勝を期する為には、戦場となるべき本土の地域に在る全國民をして、国民皆兵の趣旨に沿い、老若男女一切を挙げて、來道する敵に備えることが必要であつたが、一方、國家としては之等挺身して困難に陥した人々に対し靖國神社の合祀其他の恩典の方途を講する必要が痛感せられるに至つた。此の趣旨の下に「義勇兵役法」が大正十七年会の議費を経て昭和二十三年六月二十二日公布せられた。義勇兵役法の内容は、概要次の通りであつた。

一 大東亜戦争に際し、日本国民は兵役法の定める處に依るの他、本法の定める所により兵役に服し、之を義勇兵役と称する。

二 義勇兵役は、男子は、年令十五年に達する年の一月一日より年令六十に達する年の十二月三十一日迄の者、勅令を以て定める者を除く、女子は、年令十七年に達する年の一月一日より年令四十年に達する年の十二月三十一日迄の者が服役する。

開右服役期間は、勅令の定める所に従り必要に応じて之を変更することが出来る。

三、右の他志願する者は義勇兵に採用し得る。

四、義勇兵は必要に応じ勅令の定める所によつて之を召集し国民義勇戦闘隊に編入される。

此の召集を義勇召集と称する。

かくて国民義勇戦闘隊は構成せられることとなつたが、その任務は、主として、陸地構築、兵站諸勤務等を担任することとされ、実際の場合、一般軍隊指揮官の命を受けるよう律せられた。尚、国民義勇戦闘隊中に在る在郷軍人は、一般軍隊に対する補充等の召集を可能ならしめる如くされて居たので、一般に兵役法の適用を受ける者は原則として義勇兵役法の適用をも受け二重の兵役に服することとされた。初て、義勇兵役法の公布と共に、六月二十日国民義勇戦闘隊統率令が軍令によつて制定施行された。その内容は概ね次のようなものであつた。

「義勇兵役法の適用を受ける者を以て編成する部隊を国民義勇兵團隊と称する。」

二、義勇兵役法の適用を受ける者を以て編成する部隊を連合義勇兵團隊を編成する。

連合義勇兵團隊は本部及若干の義勇兵團隊を以て、義勇兵團隊は若干の義勇戰團區隊を以て、又、義勇戰團區隊は若干の義勇戰團分隊を以て、各々、編成せられる。

三、右の他各鉄道局一各通信局一及之に準ずる機関並に特に規模の大なる軍需品生產会社、其他陸海軍大隊の定める職域等にも國民義勇兵團隊を編成する。

又、運輸省鉄道部局一通信院一に鉄道一通信一義勇兵團隊司令部が編成される。

四、國民義勇兵團隊は各区分毎に、所在地名又は職域名等を簡称し、必要の職員が置かれる。

三 國民義勇戰闘隊を編成するに方つては、國民義勇隊の組織を完備

することを本則とし、其要領は、軍管区司令官・船舶司令官・鐵

守一督備一府司令長官等が定める。

六 鉄道（通信）義勇戰闘司令は參謀總長に隸属する。

七 連合義勇戰闘隊長は當該所在地所管の地区司令官に隸属する。

八 一般軍隊と國民義勇戰闘隊との指揮機關区分は、作戦の必要に応じ、之が所屬の長官に於て適宜命令を以て律することが出来る。